

# 令和6年度第2回千代田区障害者支援協議会

## —議 事 録—

日時：令和6年2月26日（水）18：30～19：57

場所：千代田区役所 4階 401会議室

千代田区 障害者福祉課

■開催日時・出席者等

|        |                          |   |
|--------|--------------------------|---|
| 日時     | 令和6年2月26日(水) 18:30~19:57 |   |
| 場所     | 千代田区役所 4階 401会議室         |   |
| 委員     | 学識経験者                    | 小川会長、大塚副会長、小池委員、椎尾委員  |
|        | 医療関係者                    | 小野委員、平山委員、石黒委員  |
|        | 千代田区障害者相談員               | 廣瀬委員、高橋委員、小笠原委員、長谷川委員   |
|        | 障害者及びその家族                | 鈴木(や)委員、宮委員、不破委員、鈴木(洋)委員<br>大谷委員  |
|        | 社会福祉団体又は障害者福祉団体の代表者等     | 森田委員、川野委員、石渡委員  |
|        | 事業者                      | 永田委員、山内委員、的場委員、坂田委員、中田委員、三橋委員、大野委員  |
|        | 就労支援関係者                  | 市川委員、村田委員   |
|        | 区職員                      | 小川子ども部長、高木地域保健担当部長(千代田保健所長)<br>清水保健福祉部長   |
| 幹事     | 区職員                      | 吉田子ども部児童・家庭支援センター所長<br>上原子ども部指導課長<br>永見地域振興部国際平和・男女平等人権課長<br>窪田保健福祉部福祉総務課長(福祉政策担当課長兼務)<br>緒方保健福祉部障害者福祉課長<br>千野保健福祉部保健サービス課長 |
| オブザーバー | 区職員                      | 橋場地域振興部生涯学習・スポーツ課長  |

|     |     |   |
|-----|-----|---|
| 事務局 | 区職員 | 平澤子ども部児童・家庭支援センター発達支援係長<br>本橋保健福祉部障害者福祉課障害者福祉係長<br>小坂部保健福祉部障害者福祉課総合相談担当係長<br>松田保健福祉部保健サービス課保健相談係長<br>林保健福祉部障害者福祉課施設・就労支援担当主任<br>齋藤保健福祉部障害者福祉課施設・就労支援担当主事<br>大越保健福祉部障害者福祉課障害者福祉係主事 |
|-----|-----|---|

## ■議事録

### <開会>

○緒方幹事        それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和6年度第2回千代田区障害者支援協議会を開催いたします。

      議事までの間、進行を務めさせていただきます。私、障害者福祉課長の緒方でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

      まず初めに、本日配付いたしました資料について、事務局より確認させていただきます。

○本橋障害者福祉係長    それでは、事務局の障害者福祉係の本橋です。本日配付資料を着座にてご説明させていただきます。

      資料1、次第。2、協議会委員名簿。3、各部会名簿。4、相談支援部会の報告。5、差別解消支援部会の報告。6、ポータル版千代田区の良かったこと調査について。7、難病対策について。8、(仮称)神田錦町三丁目施設整備について。9、障害児通所支援の取り組み状況について。以上9点になります。そのほか、もう一つ、東京都の在宅難病患者支援事業というカラーのリーフレットもお配りしています。

      不足の資料はございますでしょうか。また、Zoomでご参加の皆様もよろしいでしょうか。

○齋藤施設・就労支援担当主事    Zoomでご参加の皆様、資料はお手元にありますか。ありがとうございます。

○緒方幹事        次に、本日の会議につきましては、議事録を作成いたしますため、皆様のご発言を録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

それでは、協議会開催に当たり、清水保健福祉部長よりご挨拶を申し上げます。

○清水保健福祉部長 皆様、お忙しい中、夜分にもかかわらずお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本年度 2 回目の全体会ということでございます。この協議会の中で様々なご意見、ヒントを頂きまして私ども積み重ねてまいっていると存じます。本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○緒方幹事 それでは、本日の委員の出席状況をご報告いたします。本日の委員出席者数は 31 名で、委員総数 32 名の過半数以上となりますので、本日の会議は成立しております。なお、Zoom 参加 5 名は、大塚副会長、椎尾委員、廣瀬委員、大谷委員、長谷川委員でございます。また、欠席者は清水水尾委員から連絡を受けております。

傍聴者は 0 名、協議会へのご意見は 0 件でございます。

それでは、次に参ります。6 月に開催いたしました第 1 回全体会后、1 名委員の交代がございましたのでご紹介させていただきます。令和 6 年 8 月 1 日付で千代田区就労支援センター長に着任されました、村田委員でございます。一言ご挨拶をお願いいたします。

○村田委員 千代田区障害者就労支援センターの村田と申します。年度の途中ということではありますが、新たに就任させていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○緒方幹事 続きまして、今回より当協議会のオブザーバーとして、千代田区生涯学習・スポーツ課の橋場課長に参加いただくこととなりました。生涯学習・スポーツ課では日曜青年教室を所管しておりますので、各団体の皆様方と連携・協力などを密にしていくためでございます。一言ご挨拶をお願いいたします。

○橋場オブザーバー 皆様、こんばんは。生涯学習・スポーツ課長の橋場と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

今、緒方課長にお話しいただいたとおり、まさに日曜青年教室という、障害をお持ちの方の生涯学習事業を当課で担当しておりまして、こうした会

議を通じて我々も情報共有をさせていただき、施策のほうに反映させていただければと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○緒方幹事            ありがとうございました。

それでは、議事に入ってまいりたいと思いますので、ここからは会長に進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○小川会長            着座のままで失礼します。皆さん改めまして、こんばんは。お久しぶりでございます。第1回が6月でしたので、随分間が空きました。この会議は、計画を策定するとちょっとほっとして、間が空いてしまいますけれども、やはりふだんの皆さんのご意見を拾い上げて、また計画のモニタリングをしていくというのが非常に重要な会議の役割ですので、今日も遠慮なさらずに、ふだん感じておられることなど、いろいろご意見を伺っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日一つ目の議題、各部会からの報告について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○小坂部総合相談担当係長    障害者福祉課総合相談担当の小坂部です。

お手元に配付しました資料4をご覧ください。令和6年度千代田区障害者支援協議会「相談支援部会」の報告です。

開催日です。令和6年度は全4回を予定しておりました。1回から3回までは既に実施をしております。4回目に関しましては、来年度の課題の整理などを委員の皆様にご質問という形となりますので、この3月、来月に書面開催という形で行うという予定となっております。

続きまして、相談支援部会委員構成です。部会長は大塚先生、そして大塚先生を含む委員は全14名、関係部署の職員は9名という構成となりました。

続きまして、主な議題・報告です。令和6年度の相談支援部会では、これまでの相談支援部会で協議を重ねてきました「地域生活支援拠点の体制」、そして「重層的な相談支援体制」を踏まえた上で、基幹相談支援や各連絡会などの令和5年度の実績、そして令和6年度の実績の中間報告を行いました。あわせて、区内において実際にあった相談ケースについての検討を行い、相談支援に関する理解を深めるとともに、障害者や地域で生活する上での課題の発見・抽出に取り組みました。また、現行の第7期障害福祉計画の成

果目標にあります「強度行動障害を有する者に関する支援ニーズの把握」、  
こちらのために行うニーズ調査についてご意見を頂いたという形となっております。

以下、実際に部会で確認をしました事項などを大きくまとめたものとなっております。

まず初めに、基幹相談支援・地域生活支援拠点の実績報告です。令和5年度の実績報告と令和6年度は中間報告という形で行いました。また、令和6年度に行う相談支援連絡会、こちらの連絡会は基幹相談支援の「えみふる」と「よろず相談のLight」、こちらが協力して行っている連絡会となります。この予定を確認いたしました。

口頭での報告となりますが、委員の皆様からの意見としましては、実績報告に関しましては「えみふる」と「Light」、この間での連携数について、連携を一つとして考えるのか、それとも連携し解決したケースを一つとしてカウントするののかという統計上の概念規定を明確にする必要があるというご指摘がありました。また、基幹相談支援が実施する相談支援連絡会については、その連絡会が区の障害者支援協議会につながっているという明確な位置づけをしたほうが良いというご意見。そして計画相談においては、サービスの利用状況だけでなく、利用者の生活や過ごし方を見ていくことがとても大切。そのためモニタリングをしっかりと行ってほしいとの意見を頂いております。

続きまして、精神障害者にも対応した地域包括支援システムの構築です。こちら、令和5年度の実績、令和6年度の活動状況について報告をいたしました。

こちら委員の方からの意見としましては、一つ一つのケースについての支援は丁寧に行っているというところだが、もっと精神障害についての正しい理解を広げるというところで、地域の理解を進める必要があるというご意見を頂きました。そして、そのほか、この部会のほうで相談を含む支援機関や窓口のパンフレットを今、作成をしているところですが、それについてのデザインなどを含めて意見を頂いたというところがございます。

続きまして、児童・家庭支援センターの取り組み及び児童発達支援センターについて。

児童・家庭支援センター（発達支援係）で行う取り組みの紹介。子ども発達センター「さくらキッズ」の紹介。第3期障害児福祉計画における成果目標についての説明などを行いました。

こちらに関しまして、委員からのご意見としましては、今後整備を進める児童発達支援センターの機能については、その人材確保や人材の育成の必要性、地域の児童発達支援などの事業所との連携を取ることが必要になってくるのご意見を頂きました。

裏面に参ります。相談事例の検討です。部会のほうでは、相談支援の実際の内容というところで事例検討の時間を設けました。身体障害者、こちら難病の方も含めてケースは1件、知的障害者のケースが1件、精神障害者ケースが1件、児童ケースが1件という形です。また、事例検討における発表とか検討方法についてというところで野中式の紹介を行いました。

こちら、相談事例の検討としてご意見を頂いたところとしましては、事例検討では支援の検討中や支援につながるまでの内容が多く、その後の状況が分からない。ケースがどのようになっているのかを含め、継続的に見ていけるとよいというご意見を頂きました。そして、相談支援連絡会で実施した野中式というものですが、これについても委員の皆様から好評な評価を頂いたところですので、そのような場をまた設けてそこに参加したいというご意見も頂いております。

続きまして、強度行動障害を有する者に関する支援ニーズの調査についてです。こちらは現行の障害福祉計画、そちらの成果目標のほうに記載されているものです。目的としましては、強度行動障害を有する者の支援ニーズを把握し、地域の支援体制の整備を進めるという形となります。該当する方については、障害福祉サービスを受ける際に、障害支援区分の認定調査に併せて把握をする「行動関連項目」、こちらを求めて一定以上の点数となる者をとというところで対象とします。そして、実際に調査をする対象としましては、対象者とその家族及び支援者。対象者が現在利用する施設や障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所。そして、区内の障害福祉サービスの事業

所。区内基幹相談支援センター及び相談支援事業所となっております。こちら実施期間としましては、実際にお会いして口頭での調査というのも含めますので、長い期間ではありますが、令和6年の4月から9月という期間を設けているところです。

こちらに関してのご意見といたしましては、強度行動障害については、その家族が実際に見られる行動障害を否定的に捉える側面もある。その辺りの受入れができていないときもあるというところから、家族にも強度行動障害についての理解を進める取組を含めてほしい。調査名として、強度行動障害を有する者という言い方は別の言い方に直したほうがよいというようなご意見を頂いております。

そして最後となります。令和7年度の相談支援部会における検討課題についてです。令和7年度に関しましては、区のほうから2点、地域生活コーディネーターの役割と機能について。そして、強度行動障害を有する者に関する支援ニーズ調査の報告を行うという2点を出しております。先ほども申し上げましたが、この3月に行います第4回の相談支援部会では各委員の方より検討課題などを募りますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○小川会長           ありがとうございます。これについては大塚副会長からご説明、補足が何かございますか。

○大塚副会長       ありがとうございます。相談支援部会についてですけども、新しい事業所を迎えて、相談部会においては事例などの検討によって、千代田区の相談支援の現状と課題などが少しずつ明らかになってきたと思っております。少しずつ、みんなでいろいろなことを考えて、先に進んでいるという状況でございます。

引き続き、基幹相談支援センターの機能、あるいは地域生活支援拠点の機能、相談支援はあるのですが、緊急時受入れ、生活体験の場、あるいは人材の養成、そういうところまでまだ行っていないので、そちらについての検討。さらには精神障害の方にも対応した地域包括ケアシステム、こちらも一生懸命やっていただいて、相談支援部会の中で成果を、特に地域生活、地域

移行ということについて成果を出していきたいと。さらには、児童の部分もここにありますので、障害児相談も含めて検討していきたいと思います。

まだまだ千代田区の相談支援体制はこれからだと思っていますので、皆さんで考えながら先に進めたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○小川会長           ありがとうございました。

この件については特にご質問やご意見を受けずに進めてもよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

○小坂部総合相談担当係長   この後の差別解消部会の報告と合わせて、出していただければと思います。

○小川会長           分かりました。ありがとうございます。

それでは、差別解消部会について、引き続きご報告をお願いいたします。

○小坂部総合相談担当係長   資料 5 及び資料 6 のほうをご覧ください。お手元にご用意ください。

千代田区障害者支援協議会「差別解消支援部会」の報告となります。

こちら開催のほうですが、令和 5 年度は書面開催を含めまして 2 回行いました。そして令和 6 年度は 10 月 15 日に第 1 回を行ったという形となっております。

委員構成は、部会長が小池先生、そして委員、これは部会長を除くという形となりますが、10 名。そして区の関係所管から職員が 11 名参加しております。

主な議題・報告です。令和 6 年度障害者差別解消法「合理的配慮の提供の義務化」、こちらは令和 3 年 6 月 4 日公布の改正障害者差別解消法では、合理的配慮の提供は、行政機関などは義務、事業者は努力義務とされていましたが、令和 6 年 4 月 1 日から事業者も義務化されたというところでの報告となります。そして障害者差別解消法、合理的配慮関係の相談対応事例のほうも紹介をいたしました。こちら、令和 6 年度の対応事例として、障害者福祉センター「えみふる」、「障害者よろず相談 Light」、就労支援センター、そして障害者福祉課の 4 か所から事例のほうを例示しまして、相談内容、初期対応、事業者への対応などについて発表と討議を実施したところです。

続きまして、障害者差別解消法の改正に係る千代田区の取り組みです。「心のバリアフリー推進ハンドブック」、こちらを令和6年3月に改定しました。千代田区障害者サポーター「ハートクルー」養成講座にて受講者に配付。また、千代田区の新人研修でも資料として説明をしております。そして、千代田区ホームページにも掲載をして周知を図っているところです。

続いて、区民への周知啓発活動です。千代田区ホームページにて、差別解消法の改正に係る周知啓発を実施しました。広報千代田に差別解消法の改正に係る記事を掲載しております。こちらは、令和6年3月20日号に掲載をいたしました。

そして、区内事業者への周知啓発活動です。差別解消法の改正内容をまとめた区内事業者向けのチラシを作成しました。そして、そちらを新聞折り込みにして広く周知、啓発を実施したという形です。

続きまして資料の6のほうをお手元にご用意ください。

差別解消部会の中で、委員の皆様からご意見を伺ったところ、障害をお持ちの方が千代田区で生活する中で、これがあって助かったという事例を共有する場があれば、より理解促進につながるのではないかとのご提案がありました。このご提案をどのような方法で実施できるか、関係部署に相談、検討を重ねまして、今回、千代田区ポータルサイトを活用してアンケート形式で事例を募集する取組を行いました。集まった良いことを、後日、区のホームページに掲載する予定です。「千代田区の良かったこと」を口コミ感覚で投稿していただき、それらを障害のある方だけではなく、広く皆様に知っていただくことでお互いを知ることができ、温かな配慮につながると考えております。

こちらのポータルサイトに関しましては、令和7年2月1日の土曜日から掲載しております。

説明は以上です。

○小川会長

ありがとうございました。

それでは、小池委員から補足のご説明をお願いいたします。

○小池委員

差別解消支援部会につきまして、補足で説明をいたします。

部会でやったことにつきましては、今ご説明いただいたとおりでございます。障害者差別解消法が令和6年4月1日から民間の事業者についても合理的配慮の提供が義務化されました。そのことに伴いまして、今回の差別解消支援部会では、実際の事例を通して、民間の事業者と区民との間で、こういった形で合理的配慮を提供されるのか。実際に困ったときにどういう建設的な対話をするので、合理的配慮が提供されるのかといったようなことを、事例を通して皆さんから様々なご意見をいただきまして、理解を深めていながら部会が進行いたしました。事例を通しての皆様のご意見等は大変参考になるもので、事業者や実際に区民の方でこういうことがあって困ったというような相談を受けたときに、こう対応すればよいのでは、というアドバイスもできるような内容の話になっていたと思います。

また、先ほどもお話がありましたけれども、千代田区の良かったことについて、事例を出すことで、これも合理的配慮の一つの例になりますし、また、こういうことをまねすれば、合理的配慮がどんどん広がっていく一つの例として、皆さんがまねできるようなものが上がっていくといいなというところでございます。

以上です。

○小川会長 小池委員、ありがとうございました。

それでは、二つの部会についてのご質問や、ご意見がありましたらお願いいたします。挙手をしてお名前を言っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

小笠原委員、どうぞ。

○小笠原委員 小笠原です。

相談部会について確認です。地域生活コーディネーターの役割と機能について、こちら検討していくというお話がありました。新事業所が変わってから1年経つと思いますが、現況をお知らせいただきたいと思います。

○小川会長 それでは、千代田区のほうからこれはお願いしてよろしいでしょうか。

○小坂部総合相談担当係長 障害者福祉課、小坂部です。

今回、基幹相談支援の機能を併せ持つ障害者よろず相談が、事業所が今年度変更となりました。名前のほうも「Light」という愛称を変えてのスター

トとなっております。実際に大きく変わったところとしましては、機能的にも障害者の虐待相談に関しての虐待防止センターとしての機能を持つ形となっております。そして、今年度よろず相談の場所で実施ということにはなっておりませんが、法人のほうが一般相談支援というところで地域定着支援などを行っていて、そちらに関しての対応も件数として、これまでになかったところとして対応しているという形となっております。

そのほか、虐待の 24 時間対応等の相談に関しても実施をしております。24 時間での相談受付というのはこれまでも行っていた形ですが、より強化するような形で対応ができているというところです。

以上です。

○小川会長 小笠原委員、どうぞ。

○小笠原委員 ありがとうございます。地域生活のコーディネーターの役割というのは、地域の中に入って、その地域のそれぞれの課題をきちんと把握してつなげていくというような内容のものだと思うのですが、その活動としてはいかがでしょうか。

○小川会長 千代田のほうからお願いします。担当が代わられますか。

○坂田委員 では、私のほうからいいですか。ご質問ありがとうございます。よろず相談 Light の坂田です。

地域生活コーディネーターとしましては、コーディネーターの連絡会というのに参加させていただいておりまして、社協さんのいわゆる CSW という方々、それからもちろんえみふるのほうもそうですし、そういった様々なコーディネーターの業務、そういうところの連絡会議にも参加させていただいて意見交換をさせていただいているのと。今年度、医療的ケア児のコーディネーター、これも配置をできるように研修を 2 名修了いたしまして、資格が取れ次第配置をするというところで、これも東京都の難病のセンターとか、そういう方々と連携を取れるような形を取っているというところで。

ただ、今、小笠原委員がおっしゃったように、じゃあ地域の中にまだきちんと根づいているのかというところではありますが、1 年をたったところでもようやく少しずつですけれども相談の件数が上がってきているというところと、それから、月々に定例会で所管課のほうとは相談件数の共有などをさせ

ていただいておりますが、先ほどのえみふるさんとの連携も一応やらせていただいているというところで、共有のケースというものの事例検討なども行っているというところでありますが。それで十分かというところ、まだまだ私たちが把握し切れていないものがたくさんあると思いますので、これは既存のほかの相談窓口、就労支援センターもそうでしょうし、社協さんももちろんそうでしょうし、その他様々な民生委員さんなど、様々な既存の相談支援の窓口と相談員の皆さんもご協力いただいて、これからさらに強化していけるように、まちの中により入り込んでいけるように、これから努力していきたいと思います。まだ1年というところで、まだまだ未熟ではありますが、皆さんのご指導の下、努めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○小笠原委員      ありがとうございます。

○小川会長        よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

永田委員、どうぞ。

○永田委員        差別解消法の問題についてです。先日、私が小学校で大体130名ぐらいの生徒たちにアイマスク体験をしました。私の事業所で働いている全盲の女性を連れていったのですが、その全盲の女性が両方とも義眼をしており、義眼を取って見せたところ、皆が気持ち悪いと言うのです。そこには全盲の女性もいて、全盲の女性からすれば、もう子どものときからずっとしているので、何が気持ち悪いのかよく分からない。けれど、見える方たちからすると気持ち悪いと、子どもたちが言うのです。

視覚障害の人とか、そういった全盲の人たちがどういう状態なのかということがほとんど理解されていない。何回か大学生にも見せたりしているのですが、大学生はやはり言いません。ですが子どもたちはほとんど皆そう言う。それはどういうことなのかということ、やはりまだ差別解消法というか、障害を持っているということがどういうことなのか、それで何が必要なのかということが、まだ気持ちとかバリアとか、そういうことが理解できていないのではないかと強く感じています。

確かに千代田区がパンフレットを出したりはしていますが、それだけだとやはりもう少しで、差別とは何か、解消法とは何かと、いろいろな人たちが考えることがとても大事だと思うのです。ホームページは大人など見る人が限られますが、小さい子たちが考えるようにするためには、もっと簡単な内容のものを出す工夫というのが必要なのではないかと感じています。この間も会議のとき思ったのですが、コロナの時期は、東京都が、手洗いなどについていろいろなレストランや多くの場所に貼り付けていて、そのときはさすが皆が気をつけていたような気がするのです。そういった工夫というか、例えばステッカーなどは安価なので各レストランや家の前に貼る等、子どもたちが目に見えるようなところで、なんだろうと感じさせるようなものが必要なのではないかということ強く感じています。

○小川会長      ありがとうございます。ご意見と情報提供で、とにかく皆さんへの周知が、特に事業者への周知が必要だというご意見だったと思います。ありがとうございます。

そのほかいかがですか。よろしいですか。

私から質問というか、相談支援のほうで、やはりこの協議会で基幹相談支援については随分課題として議論が続いていて、今回事業者さんが替わられて、今、ご説明いただきましたけども、相談支援部会のほうでは、恐らく質的な様々なディスカッションがされていると思いますが、この親会で変化をどうキャッチしたらいいのかという、今日のご説明からだ、何がどう変わったのかが見えにくい気がいたします。そして、質のところというのはなかなか把握しにくい、説明しにくいと思うのですが、やはり件数で前年度同期とどう変わったのか、あるいは過去3年間とどう変わったのかなど、あるいは統計についても、相談の件数についても、幾つかの角度で取っておられると思いますので、それがどう変わったのか、この親会にそういった資料を提供していただくということは難しいでしょうか。

○小坂部総合相談担当係長 障害者福祉課、小坂部です。

今、会長のほうからご意見いただきましたとおり、実際に状況を把握する上では、数字の形で出すことが一番分かりやすいと思いますので、今後、来年度の第1回の親会のほうでは、年間の実績という形で、全てではないかも

しませんが、ある程度把握のできるような内容で数字も上げていきたい  
と思います。

○小川会長 分かりました。それでは、それについてはちょっとノートテイクしてよろ  
しく願いいたします。

そして、差別解消についても、ほかの地方自治体の協議会では、どういっ  
た相談が区のほうにあり、結果はどうだったのかという、ごくごく簡単です  
が一覧のようなものが出ていて、限られた時間ですので細かい説明は頂け  
ないんですが、区の中でこういったことが起こっていて、障害のある方たち  
はこう感じておられるということをご共有していくことが重要だと思いま  
すので、これについてもご検討いただければと思います。

○小坂部総合相談担当係長 はい。

○小川会長 それでは、次に進んでいきたいと思えます。

次のほかの報告事項ということですね。まず最初に、難病対策について、  
事務局からご説明をお願いいたします。

○松田保健相談係長 資料 7 をご覧ください。保健サービス課保健相談係、松田と申し  
ます。よろしく願いいたします。

令和 6 年度難病対策について、報告いたします。この報告は、難病の患者  
に対する医療等に関する法律におきまして、難病対策地域協議会を設置す  
るようということがございまして、千代田区におきましては障害者支援  
協議会に包含していることから、その活動について、この協議会の中で報告  
させていただくものです。

千代田区では、安定した療養生活の確保と生活の質の向上ということで  
様々な事業を行っております。区独自の事業、それから東京都の事業を合  
合わせた九つの事業について順に報告をさせていただきます。

裏面をおめくりください。1、難病医療費助成についてです。こちらは平  
成 26 年 5 月に法律が公布をされまして、難病医療費助成制度が始まって以  
降、順次疾病が追加をされまして、現在、指定難病は 341 疾病、また東京都  
の単独でも 8 疾病が助成の対象となっております。疾病に罹患している方  
で、一定の要件を満たしている方に対して医療等にかかる費用について助  
成をしております。申請数などは表のとおりになります。

指定難病の疾患認定数ですが、潰瘍性大腸炎、パーキンソン病が多くなっていて、東京都の単独では人工透析を必要とする腎不全が最多になっております。

2番、障害者福祉手当になります。こちらは区独自の制度になっておりまして、難病の方で対象となる方、約200名おられます。

3番、小児慢性特定疾病医療費助成についてです。こちらは国が指定した疾病の治療費にかかった費用の一部を助成するものでして、東京都の事業になるのですが、区では申請の受付をしております。対象疾患は記載のとおり多岐にわたりまして、新規申請は毎年10人弱となっております。

4番、在宅難病患者医療機器貸与事業についてです。こちらは在宅で療養生活をする際に必要な医療機器を貸与する事業ということで、東京都で実施をしているものになります。障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業の利用が優先になっておりますので、現在こちらを利用されている方はいらっしゃいません。

5番、在宅難病患者緊急一時入院事業になります。こちらは介護者のご事情で介護が難しくなった際に、在宅難病患者の方が一時的に入院できるように、東京都のほうで都内の医療機関にベッドを確保しているというものです。区では申請を受け付けるとともに相談支援を行っております。こちらは常時、医学的管理が必要な方に限られてはいるのですが、今年度1件利用がございました。

6番、難病相談室についてです。こちらは難病の方ご本人とご家族等からの相談に保健師、理学療法士が対応して、必要なサービスですとか療養環境等についての相談支援を実施しているものになります。事業実績としましては、令和5年度の利用者は患者の方が5名、そのほか同行された家族ですとかケアマネジャーの方がいらっしゃいました。本年度は12月の末時点で患者の方3名とご家族の方が3名お見えになって相談をしております。この事業の周知は利用の可能性の高い関係機関へ、チラシを配布したり、各機関で発行する冊子等への掲載などもしております。

7番、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業についてでございます。在宅生活の上で障害福祉サービスの利用というものは欠かせないも

のとなります。申請がありましたら、個別に障害の程度ですとか、ご事情など、必要なサービス、時間数をお伺いしまして、サービスの支給決定をしているものになります。ホームヘルプサービス、ショートステイ、就労支援ですとか医療費助成などの支援がございます。

次に8番、災害時個別支援計画についてでございます。こちらは東京都が東日本大震災を契機として、在宅人工呼吸器使用者の災害時の備えについて実態把握を行った結果、平成24年3月に「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を策定いたしました。人工呼吸器を使っている方を把握しまして、災害に対する平時からの備え、発災時の行動手順などを家族ですとか関係機関と確認をしまして、共有できるように備えておく災害時個別支援計画の作成が求められております。現在、在宅療養者で人工呼吸器をお使いになっている方7名を把握しておりまして、年に1回は関係機関と交えて計画の見直しをしているところでございます。

最後に9番、保健師活動についてです。保健師の主たる活動に、健康に課題を持っている方への支援というのがございます。病状の進行、ライフサイクルの変化とともに医療、福祉サービスのニーズも変化していきますので、そういった中でも、地域で生活が継続できるように、介護保険、障害福祉サービス、医療機関などと連携しまして、当事者の方と家族への支援を行っております。支援が必要な方は、医療機関、地域の関係機関、障害者福祉課ですとか、ほかの行政関係部署、保健所で行っている各種事業を通して対象者の方を把握し、家庭訪問、面接、電話相談等できめ細かく対応しているところでございます。

資料7の説明は以上でございます。

○小川会長            ありがとうございます。全体像が見えてきたと思いますが、皆さんのほうから何かご質問、ご意見はございますか。

小笠原委員、どうぞ。

○小笠原委員        よろしいですか。すみません。

ごめんなさい。8番、災害時の個別支援計画についてなんですけども、地域の実情に合った災害時の対応マニュアルというものはきちんと個別計画の中に作成されているのでしょうか。

○小川会長 千代田区のほうからお願いします。

○松田保健相談係長 保健サービス課保健相談係、松田でございます。

こちらのほうは平常時から取組ができるように、病気の状態像、関係機関への連絡の状況、災害用の備蓄のリストですとか、そういったものが全て記載されているようなものになっております。発災が起こったときに、例えば区内で非常用電源があるところはここですとか、区でしたらこういうところに連絡をするですとか、そういったものが書けるような形に個別で作成しているものでございます。

○小笠原委員 ありがとうございます。地域の方との連携とか消防関係ですね。そういう方との連携をきちんとしていただけると、とても安心感につながると思いますので、よろしく願いいたします。

○松田保健相談係長 ありがとうございます。

○小川会長 そのほかいかがですか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木（洋）委員 むぎの会の鈴木でございます。

今の災害時の個別支援計画ですが、これは在宅を考えての計画と受け取ってよろしいのでしょうか。日中活動している、例えば施設では施設の中でまた計画書をつくっていると思うのですが、在宅のものがよくご案内が来るのですが、皆さんなかなかそれを出すまではなさっていないようです。その計画は具体的に在宅時を中心としたものなののでしょうか、改めて伺いたいと思います。

○松田保健相談係長 保健サービス課保健相談係、松田でございます。

こちらは人工呼吸器をつけて、在宅で生活をしている方を対象にしております。在宅で生活をしながら様々サービスを使っている方に対して、その方その方お一人ずつに合わせたものということになります。

○鈴木（洋）委員 ありがとうございます。

○小川会長 そのほかいかがでしょうか。

Zoomでご参加の大谷委員、お願いします。

○大谷委員 すみません。私は難病患者で、いつもお世話になっているのですが、6番の難病相談室。私も10年ぐらい前から、ここに平成10年から難病リハビリ

教室というのを毎月、月によって2回あったと思うのですが、車で送迎して難病患者を保健所のほうで理学療法士とか言語聴覚士とか、皆さんでいろいろやってくれたり、また順天堂大学の先生も呼んで1回診てもらったり、診断というか、助言をしていただいたことがあります。

それがコロナウイルスの関係で、そこで機能訓練を中止して、その後復活したときにはもう難病リハビリ教室が月に1回、3名程度という形で、今は月1回ではなくて2か月に1回程度になるでしょうか。私の場合はおととしまで毎月の中でも空いている場合は入れてもらっており、それも保健所から連絡があったのですが、今は全くそういうものも来なくなりました。さきほどの9番の保健師活動に関しても、コロナ前は、私は富士見担当ですということで保健師さんから名刺をもらったり、1回訪問してくれたりしたのですが、それもコロナ以降全くないので、難病の患者からすると、予算がないのか、そういうサービスが少し減っているような感じがしますが、その点はいかがでしょうか。

○小川会長           では、千代田区のほうからお願いいたします。

○千野幹事           保健サービス課長の千野と申します。担当課長でございます。

今、ご指摘いただきました難病相談室、確かにコロナを経て12回実施していたところを2か月に1回、年6回という形に回数としては減らさせていただいております。事業実績、ご覧いただきましたとおりのところがございますが、なかなか実績のところを勘案しながら少し回数を減らしているところが実情でございます、ご意見も頂戴したところではございますが、現在はそのような形で実施させていただいているところがございます。また、保健師活動につきましては、これは地区担当のほうから必要に応じてご連絡させていただきながら、きめ細かくさせていただいたところですが、ご連絡がいついかなかったというふうなところもございましたので、改めて確認して実施していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○大谷委員           さっきの4番の周知のほうですね。もう少し難病の相談室の周知を徹底していただいて、難病の方はいつでも来てくださいというような感じで発信していただければありがたいと思いますので、よろしくお願いたします。

- 千野幹事      かしこまりました。周知のほうも、現在書かせていただいているとおり、各出張所ですとか、あとは担当の窓口、またホームページ、そういったところにも掲載させていただいているところですけども、改めてチラシの配布、そういったところも含めて確認させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 小川会長      貴重な改善についての要望を頂きましたので、ご検討いただければと思います。
- そのほかいかがでしょうか。
- 大野委員、よろしくお願いいたします。
- 大野委員      東京都難病相談支援センターの大野と申します。
- 1の難病医療費助成制度の件数についてのご質問ですが、令和5年度の数が新規、更新ともにかなり多くの数が減っているような状況ですが、何か理由がありましたら教えていただきたいと思います。
- 小川会長      では、千代田区のほう、お願いします。
- 千野幹事      千代田区の保健サービス課長です。
- 今、ご指摘の医療費の助成申請件数、4年度112件から5年度新規で67件というところ、また、更新のところも含めて693件から552件というふうには減っております。こちらについての特段大きな理由というのが、すみません、ちょっと分析ができていないところではありますが、何かサービスが下がった、周知が足りなかった、そういったところを変えているわけではないので、年度によるところがもしかしたらあるのかもしれないのですが、分析が今できていない状況です。
- 大野委員      更新がこれだけ減っているということは、もうそこで医療費助成を受けることがなくなったということなので、例えば転出とか、不幸にしてお亡くなりになった方とか、そういったことが重ならないと、これだけ減らないかなど、少し疑問に思いました。原因等分かりましたら教えていただきたいと思います。
- 続けて、9番の保健師活動のところですが、こちらの活動実績のほうは令和5年度電話相談等かなり増えています。先ほどのご発言からすると、ちょっと数と患者さんの実感というのがずれているのかなというふうな印象も

ありますが、内容としてはどういった相談が増えたのか教えていただけませんでしょうか。

○小川会長 千代田区、よろしく願いいたします。

○松田保健相談係長 保健サービス課保健相談係の松田でございます。

電話相談ということですが、こちらについては何か難病のことについて、区民の方だけに限らず匿名で、この病気はどのような病気ですかですとか、医療機関に受診する場合はどういったところがありますかですとか、そういう一般的なことについてのお問合せがかなり多いと思っております。

○大野委員 そういった窓口が保健所にあつて、保健所に相談すれば情報が得られるということが難病患者さんに分かってもらえたということ自体がすごくいいことだと思いますので、今後も、活動の継続をお願いしたいと思います。また、私どもの難病相談・支援センターでも相談を受けておりますので、何かありましたらこちらのほうもご紹介いただけるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○松田保健相談係長 かしこまりました。

○小川会長 そのほか、何かございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

○小川会長 ありがとうございます。

難病についてデータが出てくるとやはり活発な議論ができますし、それから、ここはなぜなんだということさらには検討ができますので、先ほどの相談支援、差別、そこについてもこれと同じというわけではないですが、やはりこれぐらいの基本的なディスカッションの基になるようなデータの提供をぜひお願いしたいと思います。

それでは、続いて神田錦町三丁目施設整備について、事務局よりお願いいたします。

○林施設・就労支援担当主任 障害者福祉課施設・就労支援担当の林と申します。

それでは、資料8をご覧ください。(仮称)神田錦町三丁目施設整備の進捗状況についてご報告させていただきます。

前回6月の支援協議会での状況報告後ですが、解体工事、設計業務ともに予定どおり進捗しております。住民説明会につきましては、8月25日に事業に関する全体の住民説明会、12月1日と2月9日に条例に基づく近隣住民向けの説明会の計3回を開催しております。その中で様々なご意見を頂きながら、受け止めるべきものは受け止め、ご理解をいただくところをご理解いただき、そういった努力をしながら何とか予定どおりに業務を進めているところでございます。近隣住民向けの説明会につきましては、支援協議会の委員の皆様にもご案内しており、実際に説明会にお越しいただいた方もいらっしゃいます。本日は、直近の2月9日の説明会で使用した資料を改めて皆様にお配りしておりますので、お持ち帰りいただき適宜ご確認いただければと存じます。

居室等の平面計画につきましては、これまでご説明したのから基本的に変更はございません。

今後の予定ですが、6月に解体工事が完了し、7月に新築工事を開始する予定です。新築工事着工前には改めまして、工事説明会を開催する予定となっております。今後も引き続き近隣住民の方々をはじめ、皆様にご理解とご協力を賜りながら、令和8年度中の開設を目指して業務を進めてまいります。

資料8の説明は以上になります。

○小川会長            ありがとうございます。これも随分、協議会でいろんな議論を積み重ねてまいりました。建物の様子もすごく具体的に分かってきました。皆さんのほうから何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

小笠原委員、どうぞ。

○小笠原委員        すみません、度々。先日、説明会に参加しましたが、公設ということで、本当にいろんなご意見が、常識的には考えられないようなご意見とか、要望とか、中には人権侵害ではないかというような、そういったこともありました。

一つ確認をしたいのですが、ベランダですね。こちらのほうのベランダには出ないようにというような内容の要求があったと、要望というのでしょうか、があったということですがけれども、スターツさんのほうからの回答で

は、運営法人ときちんと確認を取って対応をするというような回答だったと思うんです。運営法人というのは、こちらの認知症の方のグループホームとか、そういったところの運営法人ときちんとすり合わせというか、情報を共有しての回答になっているのでしょうか。そこはとても大事なところだと思うのですが。

○小川会長 事務局、千代田区のほういかがですか。

○林施設・就労支援担当主任 障害者福祉課施設・就労担当の林でございます。

今、頂きましたご意見ですけれども、基本的には運営法人である平成会と常に協議をしながら図面のほうも進めておりますので、基本的には、そうですね。平成会も踏まえて協議をした中での回答となっております。

○小笠原委員 度々すみません、小笠原です。

運営法人の平成会さんとか、それからあと高齢者のほうの法人のお名前はちょっと分からないですけども、そちらの方たちは3回の説明会にはお出になっていらっしゃいますか。

○林施設・就労支援担当主任 障害者福祉課施設・就労支援担当の林です。

3回の説明会には来ていないときと来ているときがございます。ただ、情報のほうは適宜共有させていただいておりますので、議事録等を含めて目を通してというところがございます。

○小笠原委員 ありがとうございます。

もう1点、よろしいですか。建設とは関係ないのですが、運営法人と今後話合いの場を持っていただきたいというようなことを過去にも何度かお願いしているんですけども、改めてそういう機会を取っていただくことは可能でしょうか。

○林施設・就労支援担当主任 障害者福祉課施設・就労支援担当の林です。

そうですね。以前よりお話しいただいているところではございますが、平成会とも今話をしている中で、まだ運営についてもお示しできないところが多くありますので、そちらが詰めてきたら、必要に応じてご説明をさせていただきたいと思っております。

○小笠原委員 ぜひ、そういう機会を設けていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○林施設・就労支援担当主任 ありがとうございます。

○小川会長 はい、どうぞ。

○宮委員 さくらんぼの会の宮です。

平成会との話、私はまだ一度も参加したことがないんですけども、今は外面とか建て方の話はかなり丁寧にいろいろなさっていたんですけども、私たち四、五階の障害者の部屋がありますね。それをどんなふうに使っていくのかとか、平面図だけなんです。だから、そこはもちろん説明をしていただく前に、こういう希望を持っているんだけど、それはどうなのかというふうな話を聞く機会を平成7年度以降お願いしたいなと思っているんです。説明の前に、というのはどうでしょうか。

○林施設・就労支援担当主任 障害者福祉課施設・就労支援担当の林です。

今ご指摘いただいたところが、図面の中でいろいろとお示しをさせていただいているところで、この各部屋をどういったように使うかというところの質問でよろしかったでしょうか。

○宮委員 そうですね。LDKとか水回りとか、そういうことに関しては、具体的にはちょっとイメージが湧きにくいのと、部屋の中、要するにたたきだけあるのか、何かがあるのかとか、そういう細かいことだけれど、一生住んでいくわけだから、そこはやっぱりどんなふうになさるかというのは聞きたいのと希望と両方ありますので。

○林施設・就労支援担当主任 承知いたしました。今、お示ししておりますのが基本設計というものでございまして、建物の大枠の説明となっております。今後、実施設計というところでもう少し細かい図面が上がってきますので、その際にまた内部で検討して、どういった形で皆様とお話を進めていくかというところで考えたいと思いますので、そういった形でよろしいでしょうか。

○宮委員 そういう機会を持ってくださればと思います。

○林施設・就労支援担当主任 ご意見の伺い方については、また中で確認をしました上で、お話のほうをさせていただければと思います。

○宮委員 はい。

○小川会長 そのほかいかがですか。

○齋藤施設・就労支援担当主事 すみません。ちょっとチャットのほうで質問が来ているので、代わりに読み上げさせていただいてもよろしいですか。

○小川会長 お願いします。

○齋藤施設・就労支援担当主事 長谷川委員からの質問です。施設利用者、家族と運営事業者との意見交換、施設や運営についての要望を話す機会をつくっていただけないのでしょうか。施設利用者の声はどのように反映していただけるのでしょうかという質問です。

○林施設・就労支援担当主任 障害者福祉課施設・就労支援担当の林でございます。

今、頂いたご意見についてですが、施設の運営について意見を反映させてほしいというところの趣旨だったかなと理解をしております。こちらにつきましても、もちろん貴重な意見ではございますので、何らかの形でご意見を賜ればなどは思っているところではございますが、いかんせんまだ設計の段階で、どういったところで運用していくかというところ、先ほども申し上げたところではございますが、固まっていない中でお話を聞くというところもなかなか難しい部分ではあるかなと思います。もう少し具体的なものがお示しできる段階で、またこういったお話をさせていただければと思っておりますので、一旦そういったところでご理解を頂ければと思います。

○小川会長 よろしいでしょうか。

ほかはいかがですか。

○齋藤施設・就労支援担当主事 長谷川委員、今のご説明でよろしいですか。もしよろしければアクションいただければ、ありがとうございます。大丈夫とのことです。

○小川会長 大丈夫ですか。

ほかはよろしいですか。

この件、本当にこの協議会で一番最初のときから、かなり様々な意見交換をしながらここまで来ていて、形が具体的になればなるほど、ずっと皆さんの要望も整理をして、あるところでは皆さん納得を頂いてここまで来ますので、やはり意見をとにかく聞いてほしいというご要望が強いというふうにご意見を聞いていただきました。建物の仕様についてのご意見を聞いていただくことについて、これについてはやはり全部決まってしまってから意見

を聞いてもなかなか難しいと思いますので、タイミングについてご検討、ご配慮を頂きたいということであったと思います。

それから、運営について、これについても法人に直接コミュニケーションを取る機会を与えてほしい、つくってほしいというご意見だったと思いますので、様々な制約があるかと思えますけども、ご検討をよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(なし)

○小川会長        それでは、最後、障害児通所支援の取り組み状況について、事務局からお願いいたします。

○吉田幹事        児童・家庭支援センター所長の吉田でございます。

資料の 9 をご覧いただきたいと思います。児童福祉法に基づく障害児通所支援のこちらの取り組み状況についてご報告いたします。

まず、私ども児童・家庭支援センターにおいては、障害児通所給付に関わる相談・調査、こういったものを行いまして受給者証の交付を行っております。給付の対象の児童です。こちらについては年々増えておりますが、これまでなかなか事業所が増えない状況がございました。令和 5 年度に放課後等デイサービス事業所が 1 か所増えまして、あと、児童発達支援事業所につきましては 4 か所だったものが、今年度 3 か所増えて、今現在 7 か所という状況でございます。また今、開設を検討中の事業所もあるということで、また今後も増える見込みでございます。

2 番といたしまして、重症心身障害児等支援事業「ぴかいち」の取り組みについてでございます。昨年度、令和 5 年 8 月、2 階フロアだけだったものが 3 階にもフロアを増床いたしまして、ぴかいちさんのご尽力によりまして、定員を 10 名拡大いたしました。また、送迎バスの体制も増やしていると。加えまして、今年度 6 月にはまたさらに 5 名定員を拡大したということで、現在 35 人の定員という状況でございます。これによりまして、いわゆる待機の状態にあるこういったお子さん、児童については解消されたという状況になりました。

また、今年度につきまして、区独自にこちらの障害児通所支援の利用者の負担額の助成、すなわち無料化ということを始めしております。こちら、一番下の表にございます所得の区分に応じまして、1か月当たりの負担額、1割の定率負担ですけれども、その上限額が定められております。こちらの負担を無料にするという、区の独自助成を今年度開始したところでございます。

以上のような取組を行っておりますが、合わせまして、私どものこれ以外の取組といたしましても、さくらキッズですとか、様々な発達に関わる相談へのご対応、こういったものを引き続き充実に努めてまいりたいと存じます。

ご説明は以上でございます。

○小川会長            ありがとうございました。

何か皆さんから。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木（や）委員    どうもありがとうございました。児童発達支援事業所ですね。去年から3か所増えたということですが、区内に7か所ということで、すみませんが、その具体的な名前というのを教えていただけますでしょうか。あと、デイサービスの区内の5か所、申し訳ないですが、教えていただきたいと思えます。

○吉田幹事            児童・家庭支援センターの吉田でございます。

まず、児童発達支援の事業所からですが、1か所目がLITALICOさんということで外神田にございます。続いて、ぴかいちさんですね、平川町にございます。あと三つ目がメルケア発達支援センターということで霞が関のほうにあります。四つ目がAIAI PLUSさんということで麴町にございます。

ここからが今年度新たにできたところで、5か所目がてらびあぼけっとさんで、これは神田駿河台。6か所目が言語聴覚支援センターということで、こちら霞が関にございます。最後7番目が、発達支援スタジオ「ちゃれんじキッズ」さんというところ、こちら九段南でございます。

続いて、放課後等デイサービスですが、一つ目はぴかいちさんで平川町です。2番目がティーンズ御茶ノ水さんということで、神田駿河台。3番目が

LITALICOさんということで外神田。4番目がAIAI PLUSさんで麴町。5番目がmonte-e-mareさんということで神田佐久間町。

以上5か所でございます。

○鈴木（や）委員 ありがとうございます。この中で、就労前の方が通えるようなところはどことどこになりますでしょうか。

○吉田幹事 児童・家庭支援センター、吉田です。  
就労前のということですかと中・高校生ですか。

○鈴木（や）委員 就学前です。ごめんなさい。

○吉田幹事 失礼いたしました。就学前は、先ほど申し上げました児童発達支援事業所ということで、7か所のほうが対象となります。

○鈴木（や）委員 分かりました。

それで、これらの支援事業所とさくらキッズとの関連ですね。さくらキッズさんは相談所もありますので、こういうところをご紹介しているわけですよ。

○吉田幹事 そうですね。主に紹介とか情報提供といいたいでしょうか、その辺、児童・家庭支援センター発達支援系の相談員が中心としてやっているところです。

○鈴木（や）委員 そうですか。それで、さくらキッズとしては、もう満杯で、かなり希望される方がやはりこういうところに行ったりもするのでしょうか。

○吉田幹事 児童・家庭支援センター、吉田です。  
そうですね。さくらキッズさんのほうで、ある程度要は状態を見極めて週のご利用の頻度というのを定めておりますけれども、その上でさらにこういった児童福祉法に基づくこちらのサービスをご利用される。そういった方もいらっしゃいますので、そういったような状況はあるかと存じます。

○鈴木（や）委員 それで相談がそちらのほうでということになってはいると思いますが、これらの七つのところに行かれた方とのその後の発達の状態ですね。そういうのはもう児家センの方は、把握はいかがになっているのでしょうか。

○吉田幹事 児童・家庭支援センター、吉田です。  
こちらの児童福祉法の給付事業ですけれども、定期的に面談等を行っておりますので、その中でご利用の状況ですとか、お子さんの状況、こういったものも相談員がお聞きする、そういったような形を取っております。

○鈴木（や）委員 分かりました。

それで、さくらキッズの上の7階のほうも、またはくちょう教室のほかに未就学児の方々が利用できる運動場みたいなところが4時まで利用できるということで、それはよろしいんですけども、やはり、さくらキッズの場所をもう少し広げてほしいということが、実際に使っている方から声が出ているのを聞いておりますので、その辺はいかがでしょうか。3年ぐらい前に事務所をもうちょっとどうにかして広げたいということを所長さんがおっしゃられたような気がします、そんな計画が、今はもうほかの児童発達支援の事業所に任せるとい、そういう方向なんでしょうか。

○吉田幹事 児童・家庭支援センター、吉田です。

まず、おっしゃっていただきました神田さくら館7階につきまして、こちらはもともとはくちょう教室、教育研究所がございましたが、千代田小の教室不足対策の工事が来年度から始まるので、今年度は設計の期間ということで一時的に使わないということで、千代田小の会議室でありますとか、あと子育てひろばということで、乳幼児とその保護者の方向けの今事業に使っております。ただ、こちら3月までとなっております。

さくらキッズにつきましては、おっしゃっていただいたとおり、今なかなか増えている状況で、場所をどうするかという問題がございます。なので、我々としては、またその拡充も含めて方策を検討しております。今年度、新たな取組といたしましては、試行的に一番町児童館でさくらキッズの相談でありますとか、その指導の一部を出張して行うような取組、これを試み始めております。こういったものをしながら、全体的にサービスの供給が増えるようなこともしていけたらと思っております。そういった意味で、何か計画がもうなくなった、そういうことではなくて、今後もやっていくというところがございます。

○鈴木（や）委員 では、一番町の児童館を利用するということは恒久的なものであると考えてよろしいのですか。

○吉田幹事 児童・家庭支援センター、吉田です。

そうですね。恒久的かどうかというのはまたご利用の方のご意見等もあるかと思えます。また、児童館のほうの建物の状況なども今後何か出てくる

可能性もありますが、何らかこういったような取組は続けていくという方向で考えております。

○鈴木（や）委員 分かりました。千代田区のやはり人口も増えるとともに、お子さん方の人口も増えて、そしてやはり発達障害の方の割合もどんどん増えておりますので、やはり千代田区民として、ずっと幼稚園、小学校、そして中学、高校とつなげて、一人一人の将来のことを皆さんで関わって考えてくださるような、そういう取組を小さいときからしていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○吉田幹事 児童・家庭支援センター、吉田です。

ご意見、ありがとうございます。まさに0から18というところ、我々もそういった様々なニーズに応じていけるように、様々事業の整備を進めていきたいと思っております。

以上です。

○小川会長 鈴木委員、ありがとうございました。

すごく重要なポイントなので、今日ちょっと手元にないですけども、私たちがつくった計画でどういうふうにかかれていたのかとか、それがもし課題があるのでしたら、今後どういうふうにか計画について考えていくべきなど、計画とも関連づけて考えていきたい問題かなというふうに思いました。ありがとうございます。

○鈴木（や）委員 ありがとうございます。

○小川会長 小笠原委員、どうぞ。

○小笠原委員 児童発達支援事業所ですね。こちらは児童福祉法に基づいた事業ということで、受給者証が必要になってくるわけですか、こちらを利用するのは。さくらキッズは受給者証は必要ないわけですよね、間口が広く。

○吉田幹事 児童・家庭支援センター所長、吉田です。

そのとおりです。さくらキッズは受給者証は要らないのですが、障害児通所支援事業所、こちらは受給者証が要ります。

○小笠原委員 分かりました。

あと、もう1点すみません。2番のぴかいちさんですが、こちら定員がかなり増えているということで、職員の配置とか、それから、あと災害時の対

応とか、そちらのほうはどんな感じになっていますでしょうか。ここは大事  
なところだと思うのですが。

○吉田幹事 児童・家庭支援センター、吉田です。

当然定員が増えるということは、それに必要な職員の方も増えるという  
ことで、びかいちさんと協議しながら、そういったところ、我々の補助の内  
容も含めて、十分必要な指導員の方、職員の方が配置できるようにやって  
おります。そういった緊急時の対応も含めて、対応していただいているところ  
です。

○小笠原委員 ありがとうございます。

○小川会長 そのほかいかがでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木（洋）委員 児童発達支援事業所が7か所ということで、就学前ということなん  
ですけど、あと放課後デイサービスに行くということは学校に入られたとい  
うことですけども、この皆さんたちの成長の過程で、途中で支援学校に行っ  
たりとか、どういう高校まで道をたどられているのかという分析した何か  
数字のようなものが出るのでしょうか。

○吉田幹事 児童・家庭支援センター、吉田です。

そういった継続的に見た上での数字というのは今持ち合わせていない  
んですけども、おっしゃるように、事業所に通って、その後は特別支援学校  
に行かれた方など当然いらっしゃいますので、そういったものを、数字とし  
て見ていくことは作業としてはできるのかなとも思うんですが、今はない  
状況でございます。

○鈴木（洋）委員 よろしくお願いたします。

○小川会長 なかなか数字の取り方、容易ではないけれども、すごく重要な観点ではあ  
るなと思いました。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

（なし）

○小川会長 それでは、皆さんから一通りご意見、ご質問を頂きました。以上で議事  
については終了とさせていただきます。全体を振り返って、何かこれを言い忘

れたとか、この件というのがありましたら、最後伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(なし)

○小川会長       Zoomでご参加の方たちも大丈夫でしょうか。  
それでは、本日は長時間にわたりご協力を頂きまして、誠にありがとうございます。それでは、議事、これにて終了として、進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。ありがとうございます。

○緒方幹事       小川会長、会議の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。また、本日は委員の皆様、活発な協議をどうもありがとうございます。皆様からのご意見、ご指摘につきましては、事務局で整理をしまして事業運営に反映させてまいります。

それでは、最後になりますが、会長、副会長からご挨拶を頂きたいと思えます。よろしくお願ひします。

○小川会長       まずは私からのような順番になっておりますけども、本当にいろいろなご意見ありがとうございました。計画の策定になると、計画のことにどうしても集中してしまいますが、その間、皆さんがふだんお気づきのことをこらやって活発にご意見いただき、それを施策にどういふふうにひもづけていったらいいのかということについては、委員長、副委員長、行政の方のほうの仕事だと思ひます。いろいろご意見を頂きまして、ありがとうございます。

それでは、大塚副会長、よろしくお願ひします。

○大塚副会長     皆さん、ご苦勞さまでした。いろいろな活発な意見を通してということで、いろいろ出てまいりましたデータに基づく議論であるとか、評価だとか、これからどうしていくかという基礎になるものを用意するということは大切だと思ひました。

それからもう一つは、障害のある子どもさんのところ、ずっといつもの議論になりますけども、事業所が増えて、それだけニーズがあるということなんでしょうけれども、必ずしも児童発達に行くばかりがいいわけではないので、できれば保育所やあるいは放課後クラブでやったほうがいいですので、そういうものが整っていないから反対に児童発達事業やセンターに皆

行くということだと思いますので、インクルージョンという観点から行くと、もっと普通の環境で、むしろ児童発達支援事業やセンターは保育所等訪問などをアウトリーチを通して支えていくと。何でも受け入れて広がっていくというのはよくないと思います。特に発達障害の方については、通常学級に8.8%ですから、どうしても児童発達支援事業に行くと、特別支援学校だとか学級に行ってしまうので、もう現状としては通常学級にたくさんの方がいらっしゃるわけですので、そこにうまくつなげるためにも、子どものときからインクルーシブな環境でやったほうが私はいいと思います。そういう意味では、いっぱい定員を増やせばいいということでは決してないので、そういう根本的な議論をしたほうがいいと感じました。

以上です。

○緒方幹事      それでは、本日の障害者支援協議会はこれで閉会といたします。皆様、どうもありがとうございました。